3.3.11

回 1/3

三月八日

神戸地方裁判所ニ会スル為メ午前八時三十分発東海道線ニ乗車ス

独逸地方裁判所ニ於テ本日午後一時ヨリ開廷スルニ付キ之ニ列スル為メカ

奥田栄吉　梅鉢宗川　増本実

不破伊代松　金畑熊吉　三木一男

香山政雄　清水政雄　西川一

寺外数名ニシテ奥田栄吉ハ

「予ハ会社ノ為メニ家ヲ外ニシテ大阪ニ出張シ家ヲ外ニスルノ

意味ニ於テ大ニ国ニ尽シタルニ拘ラス銀行ヨリ不当ノ圧迫ヲ

受ケタルニ付キ云々」

抗弁ヲ為シタルカ

如何ナル理由ノ情状ヲ酌量スルヤ予カ聖断ヲ仰ク云々

ノ旨ヲ述ヘタリ而シテ検事ハ

財團法人 閲 覧 會